



生活福祉資金

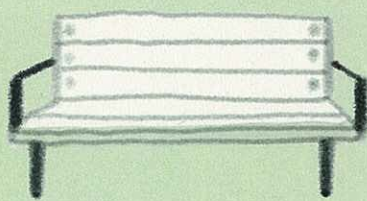
福祉資金

教育支援資金

貸付制度のご案内

～安定した生活を図るために～

生活福祉資金は、他の資金の借入れが困難な所得の低い世帯や、障害者・高齢者の方がいらっしゃる世帯にご利用いただく貸付制度です。



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

福祉資金

福祉費

自立した日常生活を送ることができるよう
一時的に必要な資金を貸し付けます。

資金の種類	貸付限度額
生業を営むために必要な経費	(460万円)
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円
住宅の増改築・補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)
障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	(150万円)
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)
就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)

- 償還期間 貸付内容により3年～20年
- 貸付利率 連帯保証人あり 無利率
連帯保証人なし 年1.5%

緊急小口資金

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に立替的に少額の経費を貸し付けます。

資金の種類	貸付限度額
医療費又は介護費の支払等の臨時の生活費が必要なとき	10万円以内
給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なおと	
火災等被災によって生活費が必要なおと	
※その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき	

※その他の事由として想定されるもの

- ・年金・保険・公的給付等の支給開始までに必要な生活費
- ・会社からの解雇・休業等による収入減
- ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増
- ・事故等により損害を受けた場合による支出増
(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)


- 償還期間 据置期間 (貸付日から2か月以内) 経過後8か月以内
- 貸付利率 無利率
- 保証人 不要

お問い合わせは

お住まいの市区町村社会福祉協議会

教育支援資金

学校教育法に規定する高校・短大・大学・専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸し付けます。

資金の種類	貸付限度額
 <p>教育支援金 高校・大学等に就学するのに必要な経費</p>	<p>ア. 高等学校 月額3.5万円以内</p> <p>イ. 高等専門学校 月額6万円以内</p> <p>ウ. 短期大学（専修学校専門課程を含む） 月額6万円以内</p> <p>エ. 大学 月額6.5万円以内</p>
<p>就学支援金 高校・大学等への入学に際し、必要な経費</p>	50万円以内

- 償還期間 据置期間（卒業後6か月以内）経過後20年以内
- 貸付利子 無利子
- 連帯保証人 不要 世帯内で連帯借受人が必要



Q

借入れについての相談や申込みはどうすればいいのでしょうか？

A お住まいの地区の民生委員・児童委員又は社会福祉協議会にご連絡ください。申込みに必要な書類は次のとおりです。

- ①借入申込書
- ②その他申請に必要な書類（見積書など）



Q

借入れの決定はどのようにされるのですか？

A 市区町村社会福祉協議会を継由し、県社会福祉協議会の審査委員会で審査し、決定します。



借入れにあたって

Q & A

Q

誰でも借りることができますか？

A どなたでも借りられる資金ではありません。あくまでも個人単位ではなく、世帯を対象としており（対象世帯は低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯）その世帯の所得制限や資金種類ごとに異なった貸付条件があります。



Q

民生委員・児童委員さんとの関係はどのようになりますか？

A 貸付にあたっては、民生委員・児童委員の意見を参考とします。返済は、民生委員・児童委員より返済用の払込用紙が、定期的に届けられます。なお、返済が完了するまで、民生委員・児童委員が必要な支援を行います。（緊急小口資金は除く）

ふれあいネットワーク

社会福祉法 愛知県社会福祉協議会

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目4番7号
TEL (052)232-1183 FAX (052)232-2050